

通勤災害減少運動

～ゆとりを持って、リスクを回避～

大阪中央労働基準監督署における労働者災害補償保険法に基づく療養（補償）給付は、通勤災害の占める割合が高くなっており、通勤途上の**転倒災害**や**自転車事故**も多数発生しています。

このため、大阪中央労働基準監督署では、「大阪発・新4S運動」の「Safety」、
「Satisfy」、「Shine」、「Smile」を通勤災害発生防止にも展開し、KY活動、リスクアセスメントをはじめとした自主的な取組を通じ、誰もが安全で健康に働き、家庭や職場で笑顔を咲かせられるよう「通勤災害減少運動」を呼びかけています。

通勤途上の危険は様々です。御自身の通勤手段や経路にひそむ危険を先読みし、事前に対策を考えてみましょう。

【歩道で・・・】



反対方向から来る自転車を避けようとした歩行者に自転車が追突



雨の日に両手がふさがった状態で歩行中、滑って転倒

【自転車運転中に・・・】



自転車同士の衝突



車道から歩道に乗り上げようとした際に段差につまずき、自転車ごと転倒

【駅への途上で・・・】



スマートフォンに気をとられ、階段を踏み外す



混雑した構内で小走りし、他の通行人と接触

転倒（滑り・つまずき・踏み外し・もつれ等）や自転車事故の危険性は、通勤途上だけでなく業務中も同様です。原因や対策をチェックし、交通ルールを遵守して、事故防止に努めましょう。



【大阪発・新4S運動】



【転倒災害の防止】



【交通労働災害の防止】

ご不明の点は以下の担当までお問い合わせください。

◎大阪発・新4S運動、転倒災害対策については・・・

大阪中央労働基準監督署（安全衛生）TEL 06-7669-8727

◎通勤災害（第三者行為災害を含む）に関する労災補償については・・・

大阪中央労働基準監督署（労災）TEL 06-7669-8728